

法人・団体による

荒廃農地再生・活用の取組を支援します！

静岡県では、荒廃農地等（荒廃農地や荒廃農地化のおそれのある農地）を活用し、地域の農業振興に取り組む法人・団体に対し、活動経費の一部に補助金を交付する「**荒廃農地等を活用した活動団体支援事業**」を実施します。

○応募対象者

法人又は3人以上で構成され規約が定められている団体

○実施要件

概ね 10a 以上（農業振興地域内農用地区域外農地（白地）を含む）の荒廃農地等を活用し、地域の農業振興に資する取組を行うこと。

○補助対象事業

荒廃農地等を活用して行う、農作業体験、新規作物試作、景観作物植栽、その他地域の農業振興に資する取組

○補助対象経費（1/2 以内、上限20万円）

貸借料（リース料、会場使用料）、役務費（農作業委託料、参加者の傷害保険料）、需用費（資材購入費、消耗品費）、報償費（講師謝金）、通信運搬費（通信費（切手代））等



リースした機械で荒廃農地を再生



保全水田を利用して田植え体験



講師を招いて新規作物の講習



再生農地で野菜づくり、食育活動

お問い合わせ

静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課経営基盤強化推進班（静岡県庁東館9階）

TEL 054-221-2617 FAX 054-221-3688

Eメール：nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp